

教育旅行誘致促進業務仕様書

1 業務名

教育旅行誘致促進業務

2 目的

教育旅行は、若い頃からの徳島ファン作り、将来にわたってリピーターの促進が期待できる。そこで、県では探究学習に適した観光素材をPRし、大阪関西万博等と組み合わせた教育旅行を誘致するためのプロモーションを図っているところ。県のプロモーションツール「教育旅行誘致企画書」の更新や内容の充実化を図りつつ、全国の旅行社教育旅行担当者、教師、教育委員会関係者、その他教育旅行誘致に効果的と判断される者（以下、活動対象という）向けにファムツアーの実施や、教育旅行誘致促進活動を行うことで、本県への教育旅行誘致促進を図る。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

4 委託上限額

金4,300,000円（税込）

5 委託業務内容

(1) 教育旅行誘致企画書の更新及び内容の充実化

ア 業務概要

教育旅行誘致企画書の内容を最新の情報に更新するとともに、掲載内容の充実化及び紙面レイアウトやデザインの磨き上げを図る。

イ 仕様

〈電子データ〉

- ・ 形式 Microsoft Powerpointデータ (pptx)
- ・ 内容 別添、教育旅行誘致企画書を参考に作成すること
- ・ 納品日 本仕様書4（3）教育旅行誘致促進活動の実施までに納品すること

〈パンフレット〉

- ・ 規格製本 A4版両面刷り 中綴じ、24ページ程度
- ・ 刷り色 フルカラー
- ・ 部数 200部
- ・ 紙質 表紙マットコート紙110kg
本文マットコート紙90kg程度
- ・ 納品日 本仕様書4（3）教育旅行誘致促進活動の実施までに納品すること
- ・ 納品場所 徳島県商工労働観光部観光政策課（徳島市万代町1-1）

ウ 校正回数

3回程度。

エ 留意事項

- ・ 探究素材やモデルコース等の掲載内容については、観光政策課の他、県内地域連携DMOや徳島県観光協会等の関係機関、有識者と十分な調整を行い決定すること。
- ・ 掲載する原稿、写真等は、基本的に受注者の負担において用意すること。なお、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

(2) ファムツアーの実施

ア 開催時期

活動対象の参加しやすい時期に1回実施すること。

イ 企画

行程について、教育旅行誘致企画書に記載している探究素材等の理解を深めることができる、1泊2日の行程を作成すること。なお、行程については、事前に県と協議を行い、内容を決定すること。また、実際の行程の下見を行うこと。

ウ 参加者募集

活動対象に対して参加者募集を行うこと。参加者は、5社10名以上となるよう努めること。

エ 準備・精算

実施に係る観光施設や宿泊施設等との連絡・調整を行うこと。また来県までの旅費や、貸切バス代、宿泊代、観光施設入場料、お土産となる県産品等、必要な経費の精算を行うこと。

オ フォローアップ

参加者に対してアンケートを実施するとともに、教育旅行造成状況を確認するためのヒアリングを行うこと。

(3) 教育旅行誘致促進活動の実施

ア 業務概要

活動対象に対し、本仕様書4(1)で作成した教育旅行誘致企画書の配布やプレゼンテーション等による教育旅行誘致促進活動(以下、活動という)を行う。活動は、貸し会議室等に対象を集めて開催する説明会の他、受託事業者が活動対象の会社を訪問するキャラバン、個別説明など、最も効果的な方法によって行い、現地対面での活動を原則とするが、状況に応じて、オンラインによる活動を行う。また、活動は全国各地(活動対象の集中する仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡を想定)で6回程度行う。

イ 必要機器等の手配

業務の実施にあたり必要となる機器や備品等を準備すること。また、オンラインによるフォローアップに必要なスタッフの手配、事前の撮影許可申請等手続き等、撮影・配信に付随する全ての業務を行うこと。

ウ 活動対象へのアプローチ

活動対象への説明会出席依頼や参加募集、訪問のアポイント取得等を行うこと。活動1回あたりの活動対象は5社10名以上となるように努めること。

エ 資料の作成、名刺の収集

活動当日に使用する次第やレジュメ、シナリオ、名簿等の資料一式を作成すること。また参加者の名刺を収集し、氏名役職連絡先等の記載情報をExcelデータとして取りまとめ成果品として提出すること。

オ 県産品の手配

活動対象が、徳島県について理解を深めることができるよう、県産品を手配すること。なお県産品は、探究素材に関連する品目となるよう調整すること。

カ アンケートの実施・集計

活動対象に対してアンケートを実施すること。また、アンケート結果を集計し、県に報告すること。

6 成果品（報告書）の提出

(1) 成果品の内容

本事業における活動の実績や効果を把握できる報告書を作成すること。

(2) 提出期限

令和6年3月29日（金）

(3) 提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県商工労働観光部観光政策課

電話：088-621-2702

ファクシミリ：088-621-2851

メール：kankouseisakuka@pref.tokushima.jp

(4) 部数

事業実施報告書（A4版カラー冊子）3部、電子媒体1部

(5) 著作権の取り扱い

今回の業務委託により制作される成果品の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は県に帰属するものとする。

7 その他

- ア 事業の実施に当たっては、県と事前に十分協議を行いながら事業を進めること。また、本業務仕様書の定めのない事項についても、県と協議するものとする。当初受託者から提案された企画案に修正を加えることもあり得る。
- イ 県及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる場合がある。その場合においても、引き続き、受託者において必要な対応を行うものとする。
- ウ 作業方針、内容等に疑義が生じた場合には、その都度協議した上で、その指示に従うものとする。さらに、県は、業務実施中に随時報告を求めることができるものとする。
- エ 当該委託業務に関連し、知り得た秘密は他人に漏らさないこと。